

令和3年度

鶴岡市正社員化促進事業奨励金

市内中小企業事業主の皆さまへ

50歳未満の非正規雇用労働者の正社員化に向けた取組みを
国とともに支援します！

【奨励金の概要】

50歳未満の市内に在住・勤務する非正規雇用労働者を正社員に転換し、6カ月間継続して雇用した場合に奨励金を支給します。

【支給要件】

- 鶴岡市内に雇用保険適用事業所がある中小企業・小規模事業主（者）であること。
- 厚生労働省のキャリアアップ助成金（正社員化コース）奨励金が支給決定されていること。
- 取組みの実施が令和3年4月1日以降であること。
- 市税の滞納がないこと。

業種	中小企業事業主		うち小規模事業主
	資本金の額 又は出資の額	常時雇用 労働者数	常時雇用労働者数
小売業（飲食店 を含む。）	5,000万円以下	または 50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下		5人以下
卸売業	1億円以下		5人以下
製造業、建設業 その他の業種	3億円以下		20人以下

【支給金額】

区分	1人当たり		区分	1人当たり	
	国助成金	市奨励金		国助成金	市奨励金
有期⇒正規	中 57万円	中 15万円	無期⇒正規	中 28.5万円	中 7.5万円
		小 20万円			小 10万円

※中…中小企業事業主 小…小規模事業主

※キャリアアップ助成金については、生産性が認められる場合等に増額あり。

お問合せ窓口

キャリアアップ助成金

鶴岡市奨励金

ハローワーク鶴岡

〒997-0013 鶴岡市道形町1-13
TEL:0235-25-2501

鶴岡市商工課

〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25
TEL:0235-25-2111(内線728)

【申請の流れ・提出書類】

国と市それぞれへの申請となり、①から④までの順に書類の提出が必要となります。

キャリアアップ助成金

鶴岡市奨励金

キャリアアップ計画書を作成し、
ハローワーク鶴岡に提出 ①

非正規雇用労働者を正社員に転換

6カ月継続雇用後

正社員転換後
60日以内

ハローワーク鶴岡に
キャリアアップ助成金支給申請書
(**原本と写し**)を提出 ③

※写しに受領印を押してもらい、市への申請時まで
保管。

鶴岡市に転換等実施報告書
【市様式第1号】を提出 ②

【留意事項】

ハローワーク鶴岡に提出するキャリアアップ助成金支給申請書の写し【様式第3号（第1面、別添様式1-1、別添様式1-2）】は、市奨励金を申請する際の添付資料となりますので市の申請時まで大切に保管し、忘れずに添付してください。

山形労働局から
申請者に支給決定通知

山形労働局の支給決定後
30日以内

キャリアアップ助成金の支給

鶴岡市に
鶴岡市正社員化促進事業奨励金支給
申請書【市様式第2号】を提出 ④

<添付資料>

- ①誓約書【市様式第3号】
- ②キャリアアップ助成金支給申請書の写し
※受領印のあるもの
【様式第3号（第1面、別添様式1-1、別添様式1-2）】
- ③キャリアアップ助成金交付決定通知書の写し
- ④市税納付状況照会同意書
- ⑤市請求書

鶴岡市奨励金の支給

各様式は下記によりダウンロードいただけます。

○キャリアアップ助成金様式

キャリアアップ助成金

検索

○鶴岡市奨励金様式

鶴岡市HP>暮らし>仕事(就労・雇用)>事業者の皆様 へ>鶴岡市正社員化促進事業奨励金事業のご案内